

松山工業高等学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日改定

はじめに

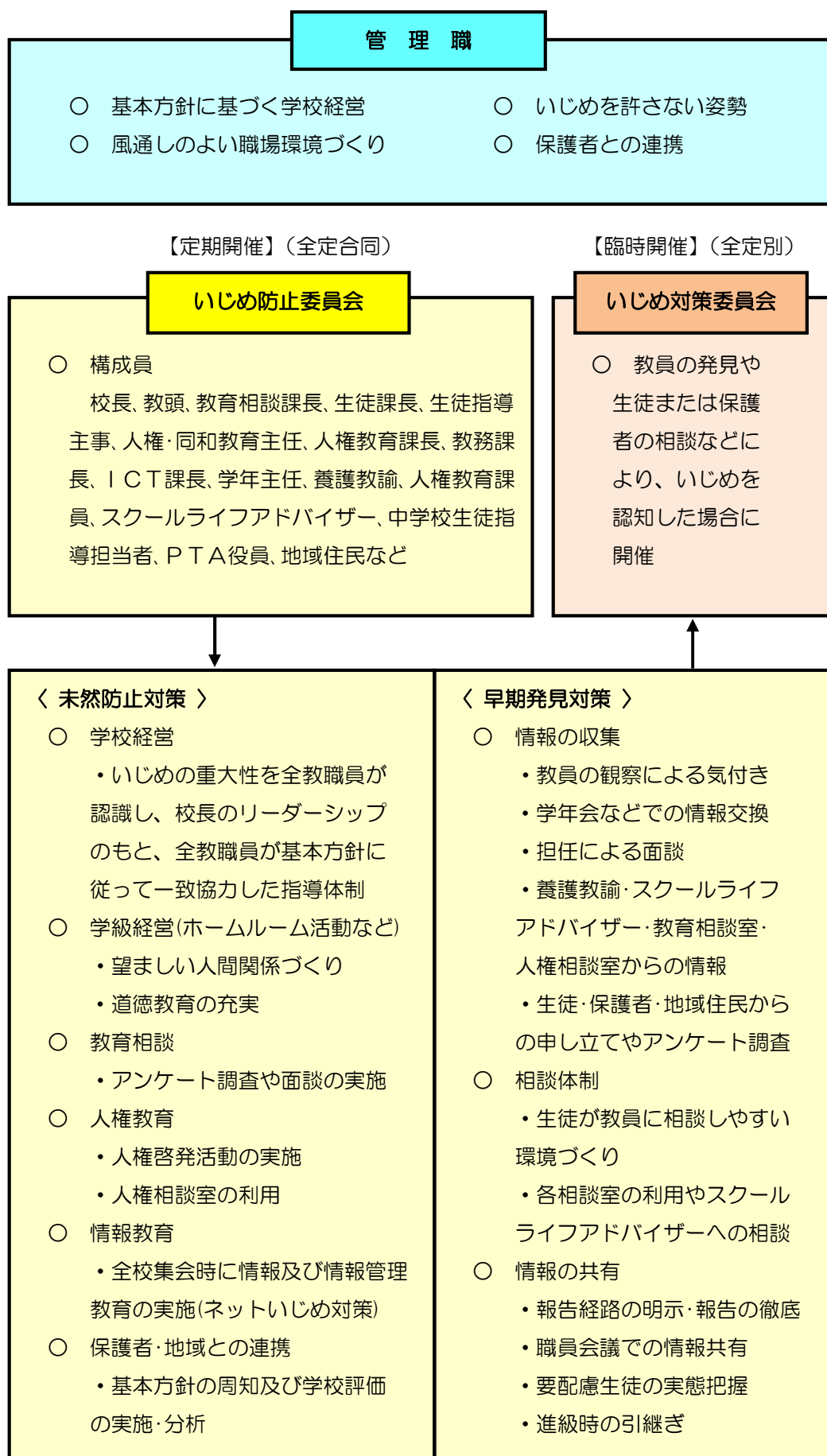
いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害する許されない行為である。冷やかしからかい、暴力行為などのほか、近年、ネットを介したいじめが増加しており、学校だけでは対応が困難な事案が増加している。いじめを受けた生徒は、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、心に深い傷を負う。そのため、いじめ問題への対応は、学校として大きな課題である。そこで、生徒たちが安心して有意義な高校生活を送れるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を確立し、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努めるとともに、いじめの早期発見・早期対応に取り組むことが必要である。そして、いじめを認知した場合は、迅速かつ適切に解決していくことが大切となる。そのための方策として、本校では、「愛媛県いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、「松山工業高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

いじめとは

- 定義
学校における「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じている状態をいう。
- 基本理念
 - ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
 - ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
 - ・「いじめの未然防止は、学校、教職員の重要課題」との認識
- 構造
いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」または「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用となったりする。
- 動機
 - ・嫉妬心……相手をねたみ、引きずり下ろそうとする。
 - ・支配欲……相手を思いどおりに支配しようとする。
 - ・愉快犯……遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする。
 - ・同調性……強いものに追従する、数の多い側に入りたい。
 - ・嫌悪感……感覚的に相手を遠ざけたい。
 - ・反発・報復……相手の言動に対して反発・報復したい。
 - ・欲求不満……いらいらを晴らしたい。

(東京都立研究所の要約引用)
- 態様
悪口を言う、あざける、落書き、物的破損、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、命令、脅し、辱め、部活動中のいじめ、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずし、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、盗む、壊す、捨てるなど。

いじめの未然防止・早期発見



いじめへの対応・措置

〈 いじめ認知 〉 ※重大事態も含む

- 教員が発見した場合
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにやめさせ、生徒の安全を確保する。
- 生徒・保護者から相談を受けた場合
 - ・ 真摯に対応し、保護者と協力しながら、生徒の安全を確保する。
- 事実確認・報告
 - ・ 生徒課長に報告→迅速かつ正確な事実確認・記録→管理職(校長・教頭)に報告する。
- 「いじめ対策委員会」の開催

いじめ対策委員会

- 構成員
校長、教頭、生徒課長、生徒指導主事、教育相談課長、人権・同和教育主任、人権教育課長、教務課長、ＩＣＴ課長、学年主任、養護教諭、生徒課員、関係教諭、スクールライフアドバイザー(全日制のみ)、中学校生徒指導担当者、ＰＴＡ役員、地域住民など

- 職員会議
 - ・ 情報の共有
- 保護者・地域住民
 - ・ 連携
- 県教育委員会
(愛媛県いじめ問題対策本部会議)
 - ・ 報告・支援
- 関係機関
 - ・ 指導・支援

〈 対策 〉

- いじめ認知報告
 - ・ これまでの経緯について共通認識を図る。
- いじめの事実調査
 - ・ 事実調査(アンケート調査・聞き取り調査など)の方針や方法を協議し、速やかに事実関係を把握する。
- 指導方針の決定・指導体制の確立
 - ・ いじめられた生徒とその保護者への支援(身の安全確保・心のケア・家庭訪問など)
 - ・ いじめた生徒への指導とその保護者への助言(再発防止への措置 ※懲戒も含む)
 - ・ 「観衆」「傍観者」への助言・指導
 - ・ 全校・各学年・クラスなどの各集団単位でのいじめ防止の啓発活動
- 関係機関との連携
 - ・ 関係機関の協力が必要な場合は、県教育委員会・松山東警察署・法務局・医療機関などと連携を図り、指導・支援を受ける。
- 心身や財産に重大な被害が生じた疑いのある場合や犯罪行為の疑いのある場合
 - ・ 速やかに松山東警察署に相談し、援助を求める。
- ネット上におけるいじめの場合
 - ・ ネット上の不適切な書き込みなどについては、速やかに松山東警察署と相談し、削除措置を取る。
- 重大事態への対処
 - ・ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合や、生徒が相当期間(30日程度)、学校を欠席することを余儀なくされている場合は、県教育委員会に報告し、県が設置する組織の調査に協力する。また、調査後にいじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係を報告する。
- 再発防止への取組
 - ・ いじめ解消後も、再発防止に向けた観察、指導、面談等を行う。

いじめ防止に関する年間計画

学期	月	学校行事等	ホームルーム活動	いじめ防止委員会等
1	4	入学式保護者説明 1 年生意識調査・オリエンテーション (いじめ防止基本方針の説明) 人権・同和教育委員会 (いじめ防止基本方針の周知) 第 1 回人権委員学習会・人権委員会 全校朝礼(松工人権宣言について)	人権に関する意識調査(1 年生)	
	5	交流学习(愛媛大学教育学部附属特別支援学校) 第 1 回「人権を考える日」 第 1 回松工人権だより 第 2 回人権委員学習会 ネットモラル学習講習会 人権・同和教育教職員校内研修会 人権教育映画鑑賞会	道徳教育及びより良い人間関係づくりに関するホームルーム活動 (各ホームルームで指定日に実施)	第 1 回いじめ防止委員会 第 1 回いじめに関するアンケート調査・面談等
	6	第 3 回人権委員学習会		
	7		人権に関する夏季休業課題(～8 月) 第 1 回人権・同和教育ホームルーム活動	
2	9	第 2 回「人権を考える日」 第 2 回松工人権だより 交流学习(松工運動会)		
	10		第 2 回人権・同和教育ホームルーム活動(研究授業)	
	11	第 3 回「人権を考える日」 第 3 回松工人権だより 「命の大切さ」を育む講演会	第 2 回人権・同和教育ホームルーム活動	第 2 回いじめに関するアンケート調査・面談等
	12			
3	1		第 3 回人権・同和教育ホームルーム活動(3 年生) 人権に関する意識調査(3 年生)	
	2	人権論集作成	第 3 回人権・同和教育ホームルーム活動(1・2 年生)	第 2 回いじめ防止委員会 第 3 回いじめに関するアンケート調査・面談等
	3	いじめ防止基本方針の見直し		

いじめられている生徒のサイン

○ いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。
多くの教員の目で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

- ・遅刻や欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- ・教員と視線が合わず、うつむいている。
- ・体調不良を訴える。
- ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
- ・保健室やトイレに行くようになる。
- ・教科書などの忘れ物が目立つ。
- ・机の周りが散乱している。
- ・決められた座席と異なる席に着いている。
- ・教科書やノートに汚れがある。
- ・授業中、個人名を呼ばれ、からかわれる。
- ・弁当にいたずらをされる。
- ・昼食を教室の自分の席で食べない。
- ・用のない場所にいることが多い。
- ・ふざけ合っているが、表情がさえない。
- ・衣服の汚れが目立つ。
- ・一人で清掃している。
- ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
- ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。
- ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

いじめている生徒のサイン

○ いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ・教室等において仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教員が近づくと、生徒の集団が不自然に分散する。
- ・自己中心的な行動が目立つボスの存在の生徒に、周りの生徒は何も言えない。

教室でのサイン

○ 教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に、注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・壁にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教科書などが乱雑になっている。

家庭でのサイン

○ 家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平や不満を口にするが多くなる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがある。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもりがちで、家から出ないことが多い。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れや打撲、擦り傷がある。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・食欲不振や不眠を訴える。
- ・学習時間が減る。
- ・成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・自転車がよくパンクする。
- ・家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがる。